

# ブログや SNS も 税務調査の対象に！？

## 注目トピックス

### 01 | ブログや SNS も税務調査の対象に！？

最近、誰でも簡単にインターネットを使って情報発信できるようになりました。社長の発信するブログや SNS が税務調査に影響を与えることはあるのでしょうか。

## 特集

### 02 | 民泊新法が可決成立

民泊新法と呼ばれる「住宅宿泊事業法」が6月9日、可決成立し近く公布される見通しです。引き続き注目度の高い民泊についてまとめます。

### 03 | 平成 30 年分以後の源泉徴収実務

平成 29 年度税制改正で、配偶者控除及び酒配偶者特別控除の見直しが行われました。この大改正に関連して源泉徴収実務も大幅に見直されます。

## 話題のビジネス書をナメ読み

### 04 | マジ文章書けないんだけど (大和書房)

この本には朝日新聞の校閲事業部長による、読み手に理解されやすい文章を書くための方法がまとめられています。人の心をつかむ、そして人に正確に伝えられる文章について解説されており、自身の文章力を更に向上させたい方にも、基本から学びたい方にもおすすめの一冊です。



# ブログや SNS も税務調査の対象に！？

最近、誰でも簡単にインターネットを使って情報発信できるようになりました。社長の発信するブログや SNS が税務調査に影響を与えることはあるのでしょうか。

## はじめに

今の時代、調査官たちもパソコンやインターネットをフルに活用していることは明らかです。会社のHPだけでなく、社長のブログや SNS はチェックされる前提でいた方が良くいかもしれません。

## インターネットの普及

今さらですが、パソコンやインターネットの普及で世の中は大きく変わりました。会計処理も同じです。昔は会計事務所でも、振替伝票を切ることができなければ仕事になりませんでした。また、企業の情報や経営理念等は実地の調査に行くまでは分かりませんでした。

しかし、今では会計ソフトを使えば誰でも決算書を作成することができるようになり、調査官は税務署のパソコンからホームページを見るだけで、その企業の情報を簡単に入手することができるようになりました。

企業のホームページは会社の看板でもあることから、きっちりとした内容になっているものが多いですが、ブログ、フェイスブックやツイッター、インスタグラムなどを使った個人 SNS になると趣味の世界やプライベートな書き込みをされている方も多いのではないかと思います。

## 投稿内容によっては誤解を与えることも

飲食店などの場合、従業員が投稿したブログや SNS が、その内容によっては本人だけでなく、会社全体にも影響を与えることがあります。

また、店舗が閉店や休業に追い込まれるというケースもありました。従業員の投稿にも注意を払う必要がありますが、経営者は税務調査の際に変に疑われるような内容を投稿しないことも重要です。

例えば、全従業員を連れて社員旅行に行った際、旅先での写真を SNS に投稿していたとします。

社長や役員しか写っていないような内容ばかりですと、役員のみだけで旅行に行ったのではないかという懸念を税務調査の際に持たれる可能性もあります。

福利厚生費として損金に計上できる要件を満たしている社員旅行にもかかわらず、SNS への投稿内容から調査官に変な疑念を抱かせてしまうのは非常にもったいないことです。

もちろん事後的に説明すれば追徴課税されることはありませんが、疑われることは決して良い気持ちができることはありません。

ブログや SNS は、会社や社会をよくするための手段として活用したいものですが、インターネットで配信された情報は、調査官の目にも同様に届いていることは意識していく必要があるのではないかと思います。

社長ブログや社長個人の SNS 運営における投稿内容の線引きについては、当事務所までお問い合わせください。



# 民泊新法が 可決成立

民泊新法と呼ばれる「住宅宿泊事業法」が6月9日、可決成立し近く公布される見通しです。引き続き注目度の高い民泊についてまとめます。

## はじめに

訪日外国人旅行者が急増する中、国内外の観光客の宿泊需要に応えるための民泊新法が成立しました。民泊は地方創生や不動産の空室対策にも繋がるため、法整備が行われれば今後始めてみたいと思われる方が増えているのが現状です。

## 民泊新法の成立

訪日外国人旅行者等を自宅等に宿泊させ宿泊料を得る民泊サービスは、東京都大田区、大阪府と大阪市の3自治体が、国家戦略特区に基づく民泊条例による認定を受けて活用されていました。

上記の民泊特区以外では、旅館業法の簡易宿所の免許を取得するしかなく、公衆衛生や地域住民とのトラブル防止、無許可で旅館業を営むいわゆる違法民泊への対応が急務とされていました。一方で、2020年の東京オリンピックに向けてホテルなどの宿泊施設が不足しているという現状もあり、法整備が待たれていました。

年間2,400万人超と訪日外国人旅行者が急増する中、国内外の宿泊需要に応えるため、民泊サービスに一定のルールを設けて普及を図るために成立したのが民泊新法です。

民泊新法と呼ばれる「住宅宿泊事業法」の制定により、年間提供日数の上限は180日とされていますが、各自治体が地域の実情を反映して日数制限条例で対応できる形となっています。民泊新法については、下記を主な目的としています。

- ① 住宅宿泊事業に係る届出制度
- ② 住宅宿泊管理業に係る登録制度
- ③ 住宅宿泊仲介業に係る登録制度

の創設等

主な制度	内容
住宅宿泊事業の届出	住宅宿泊事業者は、都道府県知事へ届出が必要
住宅宿泊管理業の登録	住宅宿泊管理業者は、国土交通大臣の登録が必要
住宅宿泊仲介業の登録	住宅宿泊仲介業者は、観光庁長官の登録が必要

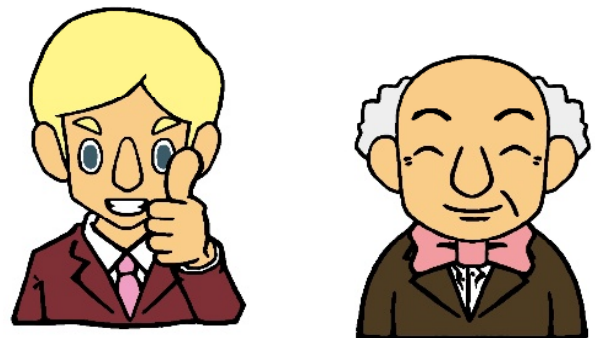
## 所得税や固定資産税が課税対象に

東京都大田区等が実施している特区民泊では、住宅等を民泊に使用している家屋については「居住の用に供するものではない」として、民泊に利用された土地の部分は住宅用地に係る固定資産税の減額特例の対象から外れるというケースが生じています。

民泊新法では、宿泊料は所得税等の対象となり、また民泊に利用されている土地については固定資産税の減額特例の対象外となることが予想されます。

このあたりも現時点では明確な課税関係は発表されておらず、あくまで現時点での予想となっています。

住宅宿泊事業法においては、公布日から1年以内の施行までに関係行政機関により具体的な課税関係が明確にされる予定です。



# 平成30年分以後の 源泉徴収実務

平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。この大改正に関連して源泉徴収実務も大幅に見直されます。

## はじめに

平成30年以後適用の配偶者控除・配偶者特別控除の大改正により源泉徴収義務が大きく変わります。混乱が生じないように事前に理解しておく必要があります。

## 控除対象配偶者は年末調整で一括処理

平成29年度税制により、居住者（合計所得金額が900万円以下である者に限る）の配偶者で、その居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円以下である者が「源泉控除対象配偶者」と定められました。

平成30年分の所得税から、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるには、実務上、平成29年の年末調整時に平成30年分の扶養控除等申告書を給与等の支払者に対して提出し、月々の源泉徴収等を行うこととなります。

そして、平成30年の年末調整時においても、給与等の支払者に対して「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する2段階の対応を行う必要があります。

## 遡及訂正はしない

ただし、給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合の給与所得者と配偶者の合計所得金額は、あくまで見積額にすぎません。

このため、給与所得者の合計所得金額を900万円以下等と見積りをしていたものの、年の途中で給与所得者本人の賞与や残業代の増加により合計所得金額が900万円を超えてしまう場合には遡及訂正が必要となるのかが気になるところです。

この点については、当初は源泉控除対象配偶者に該当するはずが、結果的に本人の合計所得金額が1,000万円以下の「控除対象配偶者」に当たることが判明した場合には、配偶者に係る扶養親族等を1人減らすべく、速やかに給与

所得者の扶養控除等申告書を給与の支払者に提出するべきと考えられます。

その後、年末調整の段階において、控除対象配偶者として配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、配偶者控除等申告書を提出することにより対応することになるでしょう。したがって、見積り誤りが判明した段階で遡及訂正を行う必要はないとされています。なお、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについては、平成30年分以後の所得税について適用される予定です。

現行の「給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」については、平成30年分以後、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式となる予定です。

配偶者控除及び配偶者特別控除については、これまでと大きく取扱いが異なり非常に複雑な仕組みに改正される予定です。配偶者に関する源泉徴収実務の不明点については、当事務所にお気軽にお問合せください。

区分	給与所得者の合計所得金額（見積額）				
	900万円以下		900万円超		
設	① ※85万円超 配	③ ※85万円以下 配 (源泉控除対象配偶者)	⑤ ※38万円以下 配 控	⑥ ※38万円以下 配	⑨ ※38万円以下 配 控
	② ※85万円超 控	④ ※38万円超 85万円以下 配 (源泉控除対象配偶者)		⑦ ※38万円超 配	
例				⑧ ※38万円超 配 控	
	扶養の 親族 数	0人	1人	2人	0人

<参考：平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて>

<https://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/pdf/02.pdf>



# マジ文章書けないんだけど

前田 安正 著

単行本：224 ページ

出版：大和書房

価格：1,300 円（税抜）

## はじめに

この本には朝日新聞の校閲事業部長による、読み手に理解されやすい文章を書くための方法がまとめられています。人の心をつかむ、そして人に正確に伝えられる文章とはどういったものなのでしょうか。

就活を控えた女子大学生と、文章の達人である謎のおじさんとの会話形式というユニークな展開の中で、洗練された文章を書く力を身に付けていくことができます。

## 丁寧≠しつこい

あれこれ言っても伝わらないので、言葉を整理する必要があると筆者は結論づけています。

書き手は丁寧に見える文章を書いたつもりでも、読み手からはしつこいと思われかねません。しつこい印象を与える文章は理解されるまでに時間がかかります。

そのために何度も同じことを書かず、さらにできるだけ 1 つの文には 1 つの要素までにする必要があります。

今朝は入社時間に遅れそうだったのでお腹が空いていたが何も食わずに家を出たので遅れずに入社できた

上の文では「入社」が 2 回、さらに 1 文に 2 つ以上の要素が入っているのでしつこく稚拙な印象を与えてしまいます。

今朝は遅刻しそうだったので朝食を食わずに家を出た。お腹が空いたままだったが、始業前に入社できた

言葉を整理して修正を加えると、だいぶスッキリした文章になりました。このように文や言葉の分解・整理を意識すると読み手に理解されやすい文章を書くことができます。

## 読点は強調と整理

読点(,)の打ち方も大切な要素です。

私は、朝早く起きてヨガをした  
私は朝早く起きて、ヨガをした

2 つの文の意味は同じですが、読点を打つ場所によって強調される部分が変わります。

また、文を読みやすくする効果も読点にはあります。

私は朝早く起きて公園でヨガをした

この文は「朝早く起きて」と「公園でヨガをした」という要素に分かれますが、間に読点を打つことでスッキリした印象になります。

見やすく、かつ強調して読み手の注目を集めるということも、自分の考えが理解されやすい文章を書くための秘訣です。

## 5W1Hのポイント

一番大切な「W」は「Why（なぜ）」であると筆者は述べています。これは読み手の「なぜ?」「どうして?」を解消することで、文章の理解度が増すためです。文章を書くということは物事を客観的に捉え、それをもとにストーリーを構成する作業です。読み手の「?」を減らす工夫が、自分の考えを伝えられる文章を作る近道と言えます。

本書ではこの他にも数多くのテクニックが紹介されています。普段なんとなく書いている文章でも、ポイントを抑えることで見違えるほど洗練された文章にすることができます。自身の文章力を更に向上させたい方にも、基本から学びたい方にもおすすめの1冊です。

